

## 令和7年度 第2回小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会次第

日 時：令和8年3月13日

午後7時～8時15分

場 所：小諸市役所第1・2委員会室

参加者：村上会長、清水副会長、富岡委員、小池委員、池田委員、依田委員、塩川委員、井出委員、清水委員、栗林委員、田澤委員

### 1 開 会

### 2 委嘱式

### 3 あいさつ

### 4 協議・報告事項

- (1) 第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の評価及び取り組み状況  
(令和7年度評価、令和8年度取り組み)

#### 【参考資料】

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業報告(令和7年度)
- ・認知症の取り組みについて

#### ➤ 「高齢者の健康づくり・介護予防の推進」

生活習慣病予防のため専門職による指導や新しい認知症観に基づいた取り組みを推進。

#### ➤ 「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進」

身寄りのない高齢者への対応や地域課題に向けた対応を実施。在宅医療・介護連携の推進や権利擁護について取り組みを実施。

#### ➤ 「持続的な介護保険制度の構築」

有償ボランティアの活用や、ケアプラン点検での介護給付費適正化。総合事業によるサービスB、Cの実施など多様なサービスを推進。

■委員：認知症が進んでから、かかりつけ医に来るのではなく、早い段階でかかりつけ医まで日常生活での困りごとなどの情報がもらえると、早期に対応できることもある。

→事務局：家族等から情報共有の同意がとれれば、連携をしていきたい。

→委員：介護保険事業所等連絡会でも共有し、医療連携を考えていきたい。

(2) 令和 8 年度 小諸市地域包括支援センター運営方針

- 令和 7 年度の方針に加え、新しい認知症観および身寄りのない高齢者等への対応を加え基本目標に沿って運営を推進。
  - 1 高齢者の健康づくり・介護予防の推進
    - 施策(1-1)介護予防事業の推進
    - (1-2)認知症施策の推進
  - 2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進
    - 施策(2-1)自立した在宅生活への支援
    - (2-2)社会参加・地域づくりの担い手確保の推進
    - (2-3)在宅医療・介護連携の推進
    - (2-4)権利擁護の取り組みの強化
    - (2-5)地域で支え合う災害対策
  - 3 持続可能な介護保険制度の構築
    - 施策(3-1)介護人材の確保及び業務効率化の推進
    - (3-2)介護保険サービスの質の向上及び適正利用の推進
    - (3-3)総合事業・多様なサービスの推進

【異議・質疑なし】

(3) 令和 8 年度 小諸市地域包括支援センター事業計画

- 市の運営方針を受け、7 つの事業項目を設け計画を推進。
  - ①総合相談業務
  - ②権利擁護業務
  - ③包括的・継続的ケアマネジメント業務
  - ④介護予防マネジメント業務及び第 1 号介護予防支援事業
  - ⑤認知症に関する取り組み
  - ⑥地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み
  - ⑦介護予防ケアマネジメント業務

■委員：地域でも孤独死や空き家などが増えてきている。地域としても関わり方を、考えている。

→事務局：包括が介入してもすぐに解決とはなかなかならないが、地域の皆さんと一緒に考え解決をしていきたいと考えている。

■委員：難しいケースが増えているということであったが、包括の体制は足りているのか。

→事務局：相談窓口を知りたいという相談から、関係調整までも時間がかかるケースなども増加してきているが、行政、関係者と連携し対応を進めていきたい。

(4) 令和7年度 介護保険事業所の指定状況等について

- 事業の指定なし(R7.8~R8.2)
- 第9期介護保険事業計画における介護サービス事業所等の進捗状況:  
介護老人福祉施設:第9期計画どおり 2施設 168床となる  
介護医療院:計画中止

■委員:「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は通常の「訪問看護」と何が違うのか。医療サービスなのか、介護保険サービスなのか。

→事務局:密接に連携を取っている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられるサービスで、24時間オペレーターが配置されている。対応は在宅のみで、大幅な給付費の増加や介護保険料への影響は少ない。介護保険サービスである。

(5) 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた実態調査について

- 次期計画策定のため実態調査実施。現在集計中。次回運協で報告予定

【異議・質疑なし】

(6) 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の評価指標における得点結果について

- 財政的インセンティブとして国が市町村の様々な取組の達成状況に関する客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進する保険者機能強化推進交付金が創設された。
- さらに、令和2年度には公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価して交付される介護保険者努力支援交付金(社会保障充実分)が新設された。

■委員:点数を挙げるために保険者として、努力をしていることが分かった。今後も頑張ってください。

5 その他

6 閉会